

「ミニボートピア津幡」ご利用規則

場外舟券発売場「ミニボートピア津幡」（以下「当场」といいます。）では、皆様に安全かつ安心して、ボートレースが楽しめる為に、以下のとおり「ご利用規則」を定めておりますので、何卒ご協力下さいますようお願い申し上げます。また、このご利用規則を遵守できないことにより生じた事故について、当场は責任を負いかねますので、ご了承下さいますようお願い申し上げます。

なお、本利用規則は、当场が管理運営する建屋及びそれに付随する土地(設営物件を含む)に出入りする者、又は出入りしようとする者に適用されます。

本利用規則に定めのない事項については、法令、又は一般に確立された慣習によるものとします。

1 営業時間

当场の開場(午前 10 時)からボートレース終了時までの間とします。

2 損害賠償

お客様（以下「ゲスト」といいます。）は、当场施設、什器備品等を破壊又は損傷したりしないように十分ご注意ください。もし、施設、什器備品等に破損が生じた場合は、その修復に関して当场からご指示申し上げますので、それに合わせて速やかに修理していただくか、損害賠償金をご負担いただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

3 禁止事項

次に掲げる各項目につきましては、禁止事項となっておりますので、ご遠慮下さいますようお願いいたします。

(1) モーターボート競走法、刑法及び軽犯罪法等、法令に反する行為

偽計又は威力を用いて業務を妨害する行為（いたずらに火災警報機、排煙 を押す行為を含む）

他のお客様、若しくは係員等に対する暴行、脅迫、強要又は干渉又は猥褻行為

勝舟投票類似の行為（ノミ行為）又はその相手方となる行為

未成年者の舟券購入又は譲り受ける行為

業として舟券購入の委託を受ける行為

業として競走の予想又は払戻金の立替えをする行為

他のお客様の舟券購入を妨害、強制又は干渉する行為

施設及び器物等の損壊又は破損する行為

法令で禁止されている物品（鉄砲刀剣類、覚醒剤、麻薬等）を持ち込む行為

他のお客様の舟券、金品、若しくは場内の備品等を窃取又は横領する行為

偽造舟券の持ち込み又は使用する行為

その他、法令違反する行為

(2) 秩序の維持、品位・衛生の保持に反する行為

アルコール類の持ち込み、飲酒又は状態で入場する行為

缶、ビン、スプレー缶、その他危険と判断される物品を持ち込む行為

指定場所以外での喫煙行為

立ち入りを禁じられた場所への立ち入り行為

政治的、宗教的又は営業的行為（物品販売・チラシ配布等を含む）

舟券、マークカード、出走表及びゴミ等をまき散らす行為

床やゴミ箱の舟券等をみだりに拾う行為

床に座り込む等、他のお客様の通行を阻害するおそれのある行為
大声・暴言を発し又は唾・痰を吐く等、品位・衛生を汚すおそれのある行為
許可なく施設内を撮影、録音する行為
ペット類を持ち込む行為
他のお客様に迷惑になるような携帯電話の使用
その他、他のお客様、周辺地域に迷惑をかけるおそれのある行為又は係員の指示に従わない行為

4 入場の拒否又は退場

次の場合は、会場への入場を拒否する場合があります。また、入場後認知した場合は、直ちに退場、駐車車両の移動撤去をさせていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

- (1) 上記「1 営業時間、2 損害賠償、3 禁止事項」の規定に違反し、又はそのおそれがある場合。
- (2) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」（平成3年5月15日 法律第77号）に規定する指定暴力団及び指定暴力団員又はその関係者、その他反社会的勢力であるとき。
- (3) 会場若しくはその従業員に対し、暴力的要求行為を行い、又は合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (4) 保護者が、同伴する児童を会場駐車場に駐車中の車両に放置し、当該児童の身体、生命等に危害が生ずるおそれが認められるのに、速やかに改善措置をとらない場合。

5 手荷物の保管

ゲストは、当日の営業時間内に限りコインロッカーに手荷物を預けることができます。ただし、ロッカー利用に関する約款に基づき利用するものとします。

6 天災地変等についての免責

天災地変や事変など不可抗力によりボートレースが中止した場合のほか、次の各号に該当する事項及び当場の責に帰すことのできない事由によってゲストが被った損害については、会場はその責を免れるものとします。

- (1) ボートレースが中止になった場合。
- (2) ボートレース、オッズ等の放映が中断した場合。
- (3) 当場の責めに帰すべき事由によるものでない自動発売機又は自動発売払戻機の故障により舟券の購入ができない場合。
- (4) 当場の責めに帰すべき事由によるものでないマークカードの誤記入等による舟券の購入。

以上

附則

（実施年月日）

1 この規則は、2013年6月10日より制定・施行します。